

平成 29 年 4 月 22 日 制定
平成 31 年 2 月 1 日 改定
平成 31 年 4 月 20 日 改定
令和 2 年 4 月 22 日 改定

Materials Transactions 既掲載論文投稿規則

1. 目的

この規則は、日本材料学会誌投稿規程に従い、材料系学協会共同刊行欧文誌「Materials Transactions」へ日本材料学会から既掲載論文を再投稿する場合、および欧文誌「Materials Transactions」に掲載された論文を日本材料学会誌「材料」へ再投稿する場合に関する事項を規定する。

2. 著作権

欧文誌「Materials Transactions」に再投稿し掲載された記事の著作権は日本材料学会に属する。

3. 投稿

- 3・1 会誌「材料」の既掲載論文を欧文誌「Materials Transactions」へ英語で再投稿する場合は、会誌「材料」への掲載後 2 年以内とする。
- 3・2 会誌「材料」の既掲載論文を欧文誌「Materials Transactions」へ英語で再投稿する場合は、既掲載論文のコピー1部を編集委員会に提出し、編集委員会の承認を得なければならない。
- 3・3 会誌「材料」の既掲載論文を欧文誌「Materials Transactions」へ英語で再投稿する投稿原稿には、会誌「材料」の既掲載論文であることを明記しなければならない。
- 3・4 欧文誌「Materials Transactions」に掲載された論文を会誌「材料」へ日本語で再投稿する場合は、欧文誌「Materials Transactions」への掲載後 2 年以内とする。
- 3・5 欧文誌「Materials Transactions」に掲載された論文を会誌「材料」へ日本語で再投稿する場合は、欧文誌「Materials Transactions」に掲載された論文のコピー1部を編集委員会に提出し、編集委員会の承認を得なければならない。
- 3・6 欧文誌「Materials Transactions」に掲載された論文を会誌「材料」へ日本語で再投稿する投稿原稿には、欧文誌「Materials Transactions」に掲載された論文であることを明記しなければならない。

4. 投稿原稿

- 4・1 原稿が電子投稿審査システム (ScholarOne Manuscripts) 上で投稿された日を受付日 (Received Date) とする。
- 4・2 会誌「材料」の既掲載論文は、欧文誌「Materials Transactions」では、次の記事のいずれかに掲載される。
 - (1) 論文は、「Regular Article (英文で 10 頁以内)」、「Technical Article (英文で 10 頁以内)」のいずれかに掲載される。
 - (2) 総説は、「Review (英文で 15 頁以内)」、「Overview (英文で 15 頁以内)」のいずれかに掲載される。
 - (3) 解説は、「Overview (英文で 15 頁以内)」に掲載される。
 - (4) 資料は、「Technical Article 英文で 10 頁以内)」に掲載される。
 - (5) 討論は、「Opinion (英文で 2 頁以内)」に掲載される。
- 4・3 欧文誌「Materials Transactions」に掲載された記事は、会誌「材料」では、次の記事のいずれかに再掲載される。
 - (1) Regular Article は、「論文」に掲載される。
 - (2) Review は、「総説」に掲載される。
 - (3) Overview は、「総説」、「解説」のいずれかに掲載される。
 - (4) Technical Article は、「論文」、「資料」のいずれかに掲載される。
 - (5) Opinion は、「討論」に掲載される。
- 4・4 掲載可と判定された原稿の査読報告書が日本材料学会事務局で受け付けられた日を受理日 (Accepted Date) とする。

5. 投稿原稿の採否

投稿原稿の採否は本会審査基準に則って編集委員会が決定する。編集委員会は投稿原稿について訂正を求めることがある。訂正を求められた投稿原稿が編集委員会からの返送日より 3 か月以内に再提出されない場合、その投稿原稿は原則として却下する。

6. 掲載料

- 6・1 著者は、掲載1編につき、掲載ページ数に応じた掲載料を支払わなければならない。
- 6・2 会誌「材料」の冊子版にカラー図掲載を希望する場合、または欧文誌「Materials Transactions」のオンライン版にカラー図掲載を希望する場合は、その費用を著者が負担する。
- 6・3 掲載料は別に定めるところによる。

7. 本規則の改廃

編集委員会で承認を得たうえで、理事会の承認を得なければならない。